

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十五条第一項の規定によって、令和八年九月十日付で豊田郡豊浜町土地改良区の解散を命じた。

なお、この解散命令について不服がある者は、命令があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの命令の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和八年九月十七日

広島県知事 横 田 美 香